

## 飯能市建設工事請負契約に係る簡易公募型指名競争入札実施要領

(平成18年告示第42号)

### (趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事請負契約における競争入札において、工事の施工に係る技術的適性について簡易な方法により確認する簡易公募型指名競争入札の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 簡易公募型指名競争入札に付することができる工事は、1件につき予定価格が1,000万円以上5,000万円未満の建設工事で、飯能市建設工事請負指名業者資格審査会（以下「審査会」という。）が選定したものとする。

### (公募の周知)

第3条 簡易公募型指名競争入札に付する場合は、次に掲げる事項を入札日の前日から起算して10日前までにインターネットの利用その他の方法により周知するものとする。

- (1) 簡易公募型指名競争入札に関する事項
- (2) 工事の概要に関する事項
- (3) 技術的適性の確認に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

### (対象者)

第4条 対象となる者は、飯能市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成12年告示第26号)第3条の規定により飯能市建設工事等競争入札参加者名簿に登載された同規程第2条第1号の市内業者及び本市内に営業所を開設して15年が経過し、過去5年間に本市の請負実績を有する者とする。ただし、次に掲げる者にあつては、対象としない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 本件入札の周知の日から開札日までの期間に飯能市建設工事の請負等の契約に係る指名停止等の措置要綱(平成12年告示第25号)第2条の規定により指名停止の措置を受けている期間中である者
- (3) 本件入札の周知の日から開札日までの期間に飯能市の締結する契約から

の暴力団排除措置に関する要綱第3条の規定により指名除外の措置を受けている期間中である者

- 2 対象者の公募条件は、簡易公募型指名競争入札に付する建設工事ごとに、審査会の議を経て定めるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、予定価格が1,000万円未満の工事についての対象者の公募条件が、飯能市建設工事請負指名業者選定要領に関する運用基準（平成14年2月1日決裁）どおりの条件（工事成績を除く。）であるときは、審査会に付議することを要しないものとする。

（技術的適性の確認方法）

第5条 簡易公募型指名競争入札に参加を希望する者の技術的適性は、次に掲げる事項について確認するものとする。

- （1） 格付、経営事項審査内容、資本金、工事高及び技術者数
- （2） 過去5年間における公共工事の請負実績及び工事成績
- （3） その他市長が必要と認める事項

（申込書等の提出）

第6条 入札参加希望者は、簡易公募型指名競争入札参加申込書（様式第1号）に前条に掲げる事項を記載した資料（様式第2号。以下「適性確認資料」という。）を添えて、当該入札に係る周知において指定した日までに提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、事後審査型入札により実施する場合にあっては、落札候補者となった者は簡易公募型指名競争入札参加資格審査申請書（様式第4号）に適性確認資料を添えて、発注者の指定する日までに提出しなければならない。
- 3 申込書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 4 提出された申込書等は、返却しないものとし、提出期限以降における適性確認資料等の差し替え及び再提出は認めないものとする。

（技術的適性の審査等）

第7条 適性確認資料が提出されたときは、審査会において審査を行う。ただし、審査会を招集する暇がないとき、又は審査会においてあらかじめ審査会の会長に当該審査が委ねられているときは、審査会の会長が審査を行うことができる。

- 2 前項ただし書の規定により、審査会の会長が審査を行ったときは、後日審査会にその経過及び結果を報告するものとする。
- 3 審査の結果、指名しなかった者に対しては、簡易公募型指名競争入札の非指名通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 4 事後審査型入札により実施する場合にあっては、審査の結果、入札参加資格がないと認めた者に対しては、簡易公募型指名競争入札参加資格審査結果通知書（様式第5号）により通知するものとする。
- 5 前2項の規定による通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができる。
- 6 市長は、指名しなかった又は入札参加資格がないと認めた理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に、書面により回答するものとする。
- 7 前項の規定による回答があったときは、前項の理由について1回に限り再説明請求をすることができる。

（工事説明会）

第8条 市長は、必要と認めるときは、参加資格を有する業者に対し工事説明会を実施することができる。

- 2 工事説明会の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（入札の執行等）

第9条 入札の執行、契約の締結等については、指名競争入札の例による。

（その他）

第10条 この要領に定めのない事項については、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

簡易公募型指名競争入札参加申込書

年 月 日

（あて先）飯能市長

申込者 住所

氏名

⑩

電話

下記の簡易公募型指名競争入札に参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

記

1 入札対象工事

(1) 工事名

(2) 工事の場所

2 公募の周知の日

年 月 日

様式第2号（第6条関係）

適性確認資料

申込者名 \_\_\_\_\_

①格付（該当するものを○で囲む。）	A	B	C	D
②経営事項審査内容（ 工事）	総合評定値			点（主観点数含む）
③資本金				
④工事高（2年平均）				
⑤技術者数（資格ごとの人数）	技術者1級	人、	技術者2級	人
	監理技術者	人		
⑥配置予定技術者				
技術者名 _____				
⑦配置予定技術者の請負実績及び工事成績				
年度	工 事 名	発注者	請負金額	工事成績

※②から⑤までは、登録時又は最近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書により記入してください。なお、主観点につきましては、契約担当課で確認してください。

⑦は、過去5年間（ 年度以降）のうち工事請負額が 万円以上の公共工事（ 工事）の元請の実績を、配置予定技術者1人につき1件記入してください。なお、技術リーダーを選任する場合は、技術リーダーの請負実績のみ記入してください。

請負実績は本市発注工事以外の公共工事でも可としますが、その場合には請負金額、工事成績を証明できる書類を添付してください。

様式第3号（第7条関係）

簡易公募型指名競争入札の非指名通知書

年 月 日

様

飯能市長

先に申請のあった簡易公募型指名競争入札参加資格について審査した結果、当該工事の競争入札には指名しないことと決定したので通知します。

なお、指名しないこととした理由について、年 月 日までに書面により説明を求めることができます。

記

- 1 入札対象工事
  - (1) 工事名
  - (2) 工事場所
- 2 公募の周知の日  
年 月 日
- 3 指名しないこととした理由

様式第4号（第6条関係）

簡易公募型指名競争入札（事後審査型）参加資格審査申請書

平成 年 月 日

飯能市長 氏 名 様

申請者 住 所

氏 名

印

TEL

下記の簡易公募型指名競争入札（事後審査型）において、落札候補者となつた為、関係書類を添えて、入札参加資格の審査を申請します。

なお、飯能市建設工事請負契約に係る簡易公募型指名競争入札実施要領第4条第1項に該当しないこと及び記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札対象工事

(1) 工 事 名

(2) 工事の場所

2 公募の周知の日

平成 年 月 日

様式第5号（第7条関係）

簡易公募型指名競争入札（事後審査型）参加資格審査結果通知書

平成 年 月 日

様

飯能市長 氏 名

先に申請のあった簡易公募型指名競争入札（事後審査型）参加資格について審査した結果、入札参加資格がないと決定したので通知します。

なお、入札参加資格がないと認めた理由について、平成 年 月 日までに書面により説明を求めることができます。

記

1 入札対象工事

工事名

工事場所

2 公募の周知の日

年 月 日

3 審査結果及びその理由